

山口県報

平成 27 年
2 月 27 日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
- 公告
 - 公共測量の実施(監理課).....
 - 徳山下松港湾計画の変更の概要(港湾課).....
 - 平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課).....
- 公安委規程
 - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....
 - 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施.....
 - 企業管理規程
 - 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程.....
 - 山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程.....



山口県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路 線 名 光柳井線
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---|--------------------------|--------------|-----------------|--------------|------------------------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 光市虹ヶ丘六丁目七八九の五〇地先から 同市虹ヶ丘二丁目七二〇の三〇〇地 先まで | 最狭 最広 一六・九 三六・〇 | 最狭 最広 | | | 起点の変更及び 道路改良工事の 完了による。 |

山口県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|---|------------------|
| 光柳井線 | 光市虹ヶ丘六丁目七八九の五〇地先から 同市虹ヶ丘二丁目七二〇の三〇〇地先まで | 平成二十七年二月 二十八日 |

山口県告示第六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

| | |
|---|---|
| 配 布 場 所 | 所 在 地 |
| 一般社団法人山口県建築士会 山口県建築士会岩国支部 山口県建築士会防府支部 | 山口市大手町三番八号 山口県建築士会館 岩国市尾津町一丁目六番三四号 株式会社吉村設計事務所内 防府市大字新田二〇三三の一 |

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験
平成二十七年八月二十五日(火曜日)頃

2 木造建築士試験
平成二十七年九月八日(火曜日)頃

(二) 最終合格者
平成二十七年十二月三日(木曜日)頃

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十七年三月九日(月曜日)から同年四月十三日(月曜日)まで次の場所において行う。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十七年三月十六日(月曜日)から同月三十日(月曜日)まで(平成二十七年三月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法
必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十七年三月二十三日(月曜日) 午前十時から同月三十日(月曜日) 午後四時まで

| | |
|--|--|
| 下関市都市整備部建築指導課 宇部市土木建築部建築指導課 萩市土木建築部建築課 下松市建設部住宅建築課 光市建設部建築住宅課 長門市建設部都市建設課 柳井市建設部土木建築課 周南市都市整備部建築指導課 山陽小野田市建設部建築住宅課 | 株式会社防府建設事務センター内 下関市南部町一番一号 宇部市常盤町一丁目七番一号 萩市大字江向五一〇 下松市大手町三丁目三番三三号 光市中央六丁目一番一号 長門市東深川一三三九の二 柳井市南町一丁目一〇番三三号 周南市岐山通一丁目一 山陽小野田市日の出二丁目一番一号 |
|--|--|

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成二十七年六月十日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び一般社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「同表の二十五の表」を「同表の三十一の表」に改める。

別表第一の三十七の表中

| | | | |
|------------------|---|------------------|-------|
| 第6条第1項 第6条第2項 | を | 第9条第1項 第9条第2項 | に改める。 |
|------------------|---|------------------|-------|

別表第一の四十五の表第十三条の二の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 第4条第4項 | 登録に係る都道府県教育委員会からの通知の受理 |
| 第6条第2項 | 登録証の返納に係る都道府県教育委員会からの通知の受理 |
| 第17条第3項 | 登録を受けた銃砲刀剣類の譲受け等の届出に係る都道府県教育委員会からの通知の受理 |
| 第8条の2第3項 | 刀剣類の製作の承認に係る都道府県教育委員会又は文化庁長官からの通知の受理 |

別表第一の四十七の表第十條第二項第二号の項中「第10条第1項第1号」に改め、同表第十二條第二項〔準用〕第四十三條第二項の項中「第43条第2項」を「第42条第2項」に改め、同表第二十條の項及び第二十六條の項を削り、同表中

| | | | |
|--------------|---|--------------|---------------|
| 第44条 第45条 | を | 第43条 第44条 | に改め、同表第四十五條の項 |
|--------------|---|--------------|---------------|

の次に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------------|
| 第46条第2項 | 射撃指導員指定書の再交付の申請の受理及び再交付 |
|---------|-------------------------|

別表第一の四十七の表第五十四條〔準用〕第六十八條の項中「記載事項変更届出書」を「教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書」に改め、同表第八十一條の項を削り、同表中

| | | | |
|---|---|---|---------------|
| 第91条第1項 第91条第2項 第91条第3項 第101条第2項 第101条第3項 第101条第4項 | を | 第90条第1項 第90条第2項 第90条第3項 第100条第2項 第100条第3項 第100条第4項 | に改め、同表第百三條第三項 |
|---|---|---|---------------|

〔準用〕第百四條第二項の項中
 「第103条第3項」を「第102条第3項」に改め、
 「第104条第2項」を「第103条第2項」に改め、同表中

| | | | |
|------------------------------|---|------------------------------|-------|
| 第103条第4項 〔準用〕 第101条第2項 | を | 第102条第4項 〔準用〕 第103条第2項 | に改める。 |
| 第103条第5項 〔準用〕 第104条第2項 | | 第102条第5項 〔準用〕 第103条第2項 | |

別表第一の八十の表に次のように加える。

| | |
|-----------|------------|
| 第76条の4第1項 | 道路管理者等への要請 |
|-----------|------------|

別表第一の八十一の表に次のように加える。

| | |
|-----------|---------------|
| 第33条の3第1項 | 道路管理者からの通知の受理 |
|-----------|---------------|

別表第二の二十の表第十四條第四項の項から第十八條の二第三項の項までを削る。
 別表第二の二十二の表第六條第五項〔準用〕第五條第三項の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-------------|
| 第10条第3項 | 指定する医師の受診要求 |
|---------|-------------|

別表第二の二十二の表第十八條の項の次に次のように加える。

| | |
|------|---------------|
| 第20条 | 銃銃等講習受講申込書の受理 |
|------|---------------|

別表第二の二十二の表第二十二條〔準用〕第二十五條、第二十九條、第五十六條、第七十條及び第八十三條の項を次のように改める。

| | |
|--|------------------|
| 第22条第1項 〔準用〕 第25条第1項 第29条第1項 第56条第1項 第70条第1項 第82条第1項 | 講習修了証明書等書換申請書の受理 |
|--|------------------|

別表第二の二十二の表第二十二條〔準用〕第二十五條、第二十九條、第五十六條、第七十條及び第八十三條の項の次に次のように加える。

| | |
|--|-------------------|
| 第22条第2項 〔運用〕 第25条第2項 第29条第2項 第56条第2項 第70条第2項 第82条第2項 | 講習修了証明書等再交付申請書の受理 |
| 第26条 | 技能講習受講申込書の受理 |

別表第二の二十二の表中

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第33条第1項 〔運用〕 第79条 | 第32条第1項 〔運用〕 第78条 |
| 第34条 | 第33条 |
| 第36条第1項 | 第35条第1項 |
| 第37条 | 第36条 |
| 第38条第1項 | 第37条第1項 |
| 第40条第1項 | 第39条第1項 |

を
に改め、同表第四十条第一

項の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|----------------------|
| 第46条第1項 | 射撃指導員指定書記載事項変更届出書の受理 |
|---------|----------------------|

別表第二の二十二の表第八十条の項中「第80条」を「第79条」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|------------------|
| 第80条 | 年少射撃資格講習受講申込書の受理 |
| 別表第二の二十二の表中 | |
| 第89条 | 第88条 |
| 第95条 | 第94条 |

を
に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、第三条及び別表第一の三十七の表の改正規定、別表第一の八十の表に次のように加える改正規定並びに別表第一の八十一の表に次のように加える改正規定は、同年二月二十七日から施行する。

山口県公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十七日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十七年六月四日（木曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十七年六月二十四日（水曜日）

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員

六 提出書類
にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十七年六月四日(木曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

(二) 実技試験

山口県警察本部

日 時 平成二十七年六月十八日(木曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十七年四月二十日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察

署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活環境課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

山口県公営企業管理者 弘中勝久

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第四項の規定にかかわらず、副課長が決裁権者と定められている事務のうち副課長が指定するものは、当該副課長が指定する所属職員が専決するものとする。
別表第一総務課の部1の項を次のように改める。

| |
|---------------------|
| 1 臨時的使用職員の任免に関すること。 |
|---------------------|

別表第二中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から30の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この管理規程は、平成二十七年三月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

山口県公営企業管理者 弘中勝久

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四 感染症防疫等業務手当

附則

この管理規程は、平成二十七年二月二十七日から施行し、改正後の山口県企業局職員給与規程の規定は、平成二十六年十二月三十日から適用する。